



平成 27 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 千 趣 会
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 邊 道 夫
(コード番号：8165 東証 第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 執 行 役 員 経 営 企 画 本 部 長
星 野 裕 幸
(TEL 06-6881-3220)

ワタベウェディング株式会社株式（証券コード：4696）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社千趣会（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 7 月 24 日開催の取締役会において、ワタベウェディング株式会社（証券コード：4696、東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 27 年 7 月 27 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 27 年 9 月 1 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名 称 株式会社千趣会
所在地 大阪市北区同心一丁目 8 番 9 号

(2) 対象者の名称

ワタベウェディング株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,367,900 株	一株	3,367,900 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数（3,367,900 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,367,900 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 27 年 7 月 27 日（月曜日）から平成 27 年 9 月 1 日（火曜日）まで（27 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は、平成 27 年 9 月 4 日（金曜日）まで（30 営業日）となります。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 700 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数（3,771,942 株）が買付予定数の上限（3,367,900 株）を超えたため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 27 年 9 月 2 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	24,969 個	(買付け等前における株券等所有割合 25.20%)
買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	33,679 個	(買付け等後における株券等所有割合 33.99%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	24,969 個	(買付け等後における株券等所有割合 25.20%)
対象者の総株主等の議決権の数	99,054 個	

(注 1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 27 年 8 月 7 日に提出した第 52 期第 1 四半期報告書記載の平成 27 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成 27 年 7 月 30 日に公表した「平成 28 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」記載の平成 27 年 6 月 30 日現在の発行済株式数(9,909,400 株)から本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が保有する同日現在の自己株式(326 株)を控除した 9,909,074 株に係る議決権の数 99,090 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注 2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数（3,771,942株）が買付予定数の上限（3,367,900株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させました。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなるため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定しました。

(5) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- ② 決済の開始日

平成27年9月7日（月曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

- ④ 株券等の返還方法

公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続きされる場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

平成27年7月24日付「ワタベウェディング株式会社株式（証券コード：4696）に対する公開買付けの開始、第三者割当増資の引受け、並びに当社及びその完全子会社である株式会社ディアーズ・ブレインとの資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、対象者との間で、本公開買付け成立後、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）により当社が取得する対象者株式の合計数に係る議決権の数が、対象者における希薄化後の議決権に対する割合（本公開買付け及び本第三者割当増資により当社が保有することになる対象者株式の数を分子とし、対象者が平成27年6月29日に提出した第51期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の総株主の議決権（99,054個）に本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式に係る議決権の数を加算した数を分母として算出される割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。）を34.00%とするために必要

な株式数（但し、100 株未満を切り上げた数）についてのみ払込みを行うことを合意しておりましたが、本公開買付けの結果、本公開買付け成立後の当社所有の対象者株式の数の株式所有割合（本公開買付け成立後の当社所有の対象者株式に係る議決権を分子とし、対象者が平成 27 年 6 月 29 日に提出した第 51 期有価証券報告書に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権（99,054 個）を分母として算出される割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。）が 34.00%に至りましたので、当社は、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式 5,102,800 株、払込金額の総額 3,571 百万円）の全部について払込みを行いません。上記を除き、同公表文に記載の内容から変更ございません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社千趣会	大阪市北区同心一丁目 8 番 9 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上